

## 地区まちづくり協議会の認定の取消しについて

小平市民等提案型まちづくり条例に基づき行った地区まちづくり協議会の認定について、協議会設立の目的と活動状況を鑑み、取消しを行う。

### 1 名称

小川東町二丁目地区まちづくり協議会

### 2 これまでの経過

- ・小川住宅は建築後50年以上を経過し、建物の物理的な老朽化や所有者の高齢化、エレベーターが設置されていないなどの社会的老朽化を背景に、団地再生に向けた検討、活動を小川住宅管理組合が進めてきた。
- ・令和元年に「建て替えの検討を更に進める決議」が可決され、住民の機運が高まったことを契機として、小川住宅の再生を実現するため、小川住宅管理組合の活動を補完する組織として「小川東町二丁目地区まちづくり協議会」が発足し、令和2年2月27日に市から地区まちづくり協議会の認定を受けた。
- ・地区まちづくり協議会として「良好な環境の維持・増進を図るとともに、土地の有効活用により、快適な居住環境や防災性の高い安全かつ安心な地区の形成を目指す」ことを目的として地区まちづくり活動を推進し、令和3年8月24日に「小川東町二丁目地区 地区まちづくり計画」の認定を受けた。
- ・「地区まちづくり計画」の内容を踏まえ、市は令和5年3月27日に「一団地の住宅施設」の廃止と「小川東町二丁目地区 地区計画」の都市計画決定を行った。

### 3 取消し理由

地区まちづくり協議会から「小平市地区まちづくり協議会廃止届」（令和5年12月26日付収受）の提出があったため。

### 4 今後の手続（予定）

令和6年3月21日（本日）

地区まちづくり協議会の認定の取消しの諮問（条例第7条5項）

令和6年3月

地区まちづくり協議会認定取消通知書の送付（施行規則第7条2項）